

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年8月27日（平成30年（独個）諮問第46号）

答申日：平成31年2月28日（平成30年度（独個）答申第44号）

事件名：本人に係る「特定年における職員への懲戒処分等の状況について（回答）」の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年における職員への懲戒処分等の状況について（回答）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年7月10日付け30高機総第35号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（資料は省略）

不訂正の理由は真実と異なる偽りである。このことは特定高専内で調査を行えば確実にわかる。特定高専には当時の事実がわかる教員が相当数いる。そのうち数名は真実を隠さなければならない立場にある。であるから、公正で透明性のある調査でなければ真実が明らかにならない。機構はこのことを理解しているから開示情報の交付場所を特定高専特定場所とした。機構がこの事実を否定するならば、訂正しない理由の真偽について特定高専で公正な調査したものを諮問資料とする。

機構がこの手段を取ることなく偽りを否定するときは、○号証のホームページの音声ファイルを諮問資料として添付する。特定年月日Aの校長室での事実を証明するのは音声ファイルである。不訂正理由の他の部分も同様に音声ファイルが重要である。

機構が特定高専で公正で透明性のある調査を行うのか、または、どの音声ファイルを資料提出するのか、これが不明の状態、これ以上の理由説明は不要である。

特定高専で公正で透明性のある調査を行うことなく、音声ファイルの資料提出もなければ、不訂正の理由は何の根拠もない偽りとなる。

(2) 意見書

本件の諮問事件名は、本人に係る個人情報の枝葉の問題である。枝葉は木の幹に付く。木の幹は校長の職務権限行使である。この幹に懲戒処分等の枝がつき、その先に（回答）の葉が付く。幹が腐っていれば、枝葉も腐り、枯れることは枝葉を見なくてもがわかる。

機構は「関係訴訟」を出しているが、これは同じ木の幹に付く異なる枝葉である。異なった枝葉だから、保有個人情報開示請求及び訂正請求を受理した。ただ、校長の職務権限行使という同じ幹から出た枝葉であり、枝葉は絡み合っているから、過去の「関係訴訟」の○号証などは幹の腐りと本件の枝葉の偽りを示す資料となる。

校長の職務権限行使についての事実を示す。

後に何度も出るように校長は重要情報の文書化を拒否した。従って、校長室と言う密室での事実は校長室に居たものしかわからない。真実の一つしかない。真実を明らかにするのは特定号証Aにある音声だけである。

当然、機構は特定号証Aにある事実をすべて把握、理解している。しかし、第三者の立場にある情報公開・個人情報保護審査会に事実を理解していただくには、録音時の音声が必要である。これをUSBメモリーに提出する。『 』内の文字がファイル名であり録音日である。ファイルの更新日時と一致する（一部、更新日時がずれる）。USBメモリーの音声は機構には必要ない。特定号証Aから取り込んだ音声の保有がある。過去の関係訴訟、過去の訂正請求では、USBメモリーの音声はすべて把握しているとの前提の主張をしてきた。引用音声を文字化しているので対応する保有音声ファイルを特定できる。

機構は裁決で「（略）」（特定号証B、特定個人Aの証言）情報を明らかにしなければならない。その理由は下記エに記す。

この先、一つの事実について一度の説明では事実を把握しにくい。従って、同じ音声や説明が何度もある。更に多くの情報、さらに詳細な情報がなければ、疑問のない事実把握ができないなど、誤解を招きかねない部分もあるが、既に膨大な量になっている。事実把握できない部分や誤解は問題の本質に影響しないと判断する。

この先、庶務課は総務課と、教官は原則当時の職名で記す。

ア 文部科学省への報告について

対文部科学省について、諮問事件名を記すより、このタイトル名が事実を把握できる。

この事に関する音声は（略）。（（略）で、音声ファイルを特定で

きる)。

特定校長Aが「(略)」と聞いたのは研修報告書提出先の総務課長に「(略)」と伝えた。それに答えたのが「(略)」となる。

本事件名の(回答)の文書をださないためにこういったのだろうが、文部科学省への報告は証拠が残らない口頭報告と思込まされていた。だから特定年月日Bの「(略)」に校長は何も言わない。(回答)の存在自体保有個人情報開示請求によって初めて知った(回答)には、特定校長Aが審査請求人に伝えた「(略)」との報告はない。

イ 訓告について

(略)を聞けば特定校長Bが行った訓告でないことがわかる。(機構には特定校長Bの自信なさそうな声で音声ファイルを特定できる)特定校長Bの職務権限は利用されただけ。特定号証Bの訓告の後にある「(略)」も同じである。この日付けは特定校長Bの勤務最終日である。特定校長Bは用なしであり、退任は都合よい。特定校長Bから真実情報が洩れることない。

ウ 校長の職務権限行使について

特定校長Bについては上記イに記した。校長の職務権限が校長無視でいいように利用されている。これを特定号証Bの事実関係の概要や特定個人A、特定個人Bの証言と比べれば、真実がさらに浮き上がる。

校長と2人の関係は、審査請求人がいる場面ですら音声ファイルにあるような状態である。審査請求人がいないところでは、どんなやり取りがあるか、想像外である。

特定校長A、特定校長Cの職務権限行使の実態も同じである。特定校長Bと違うのは、校長だから何でもできると思っている。だから嘘を平気で言う。その行きついた先が嘘の公表である。

特定校長Aが事実を正確に把握しようとするならば、まず、審査請求人と特定個人A、特定個人Bの意見を聞くべきであり、最初は別々に聞いて事実を正確に判断しようとする。(略)

(略)

エ 公表の「(略)」について

(略)が訓告書の「(略)」が真実でないことは、次の事実でわかる。

(略)

オ 公表の「(略)」について、追加

特定号証C、特定号証D、特定号証Eがある。これは特定校長Cの多くの嘘を証明するものである。

(略)

カ 公表の「(略)」について

(略)

キ 結論、(回答)の嘘、公表の嘘

校長の職務権限行使という腐った幹から出た嘘の枝を記した節の題名だけで、結論となるこの節は十分である。(回答)の内容は事実でない。公表は事実でない。

(以下「音声の概要」については省略。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校(特定高専)教員で、特定年度において、特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。(略)について、特定高専校長は、審査請求人が提出した(略)に疑問が生じたため、(略)の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日C諭旨解雇処分となり、特定年月日Dをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等(別紙1(略))を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本件請求もその一端である。

2 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

- ・ 特定年における職員への懲戒処分等の状況について(回答)

3 不訂正決定の妥当性

(1) 審査請求人は、審査請求の理由において、「不訂正の理由は真実と異なる偽りである」と主張しているが、不訂正決定通知書に記載した理由は、いずれも偽りではない。

第一に記載した理由は、趣旨1について、訂正請求に具体的根拠が記載されていないという指摘であり、偽りであるとは言えない。

第二に記載した理由は、校長のハラスメント行為が裁判で否定された事実であり、偽りであるとは言えない。

第三に記載した理由は、開示決定の内容は、訂正請求者の主張とは異なることの指摘であり、また、訂正請求の対象となった法人文書は、特定高専が訓告を行ったという事実の報告であり、偽りであるとは言えない。

第四に記載した理由は、当該文書に記載のある訓告の事実がないとい

った事情も認められないため、記載内容の訂正を要する理由がなく、訂正を求める具体的な根拠もない、さらに訂正内容も具体的ではないという指摘であり、偽りであるとは言えない。

以上のように、不訂正の理由は事実であり、偽りはない。

- (2) 本件訂正請求のあった個人情報「平成30年3月16日付け特定高専総第24号の開示決定に基づき開示を受けた文書」に記載されているものであり、特定年における職員への懲戒処分について、本文書に氏名の記載はないが、審査請求人の処分について、文部科学省へ回答したものである。この個人情報は、法5条に反することなく適正に取得した情報であり、また、審査請求人が「訓告」を受けたことは事実である。

したがって、法27条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しない。

- (3) 以上のとおり、本件審査請求の対象となる部分について、不訂正決定原処分を維持することが適当である。

4 その他

審査請求人は、調査をしない場合は、「○号証のホームページの音声ファイルを諮問資料として添付する」ことを求めているが、この要求は、新たな保有個人情報の開示請求であり、審査請求の対象ではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成31年1月24日 審議
- ⑤ 同年2月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とすることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人

情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 本件訂正請求は、「特定年における職員への懲戒処分等の状況について（回答）」に記録された情報について訂正を求めているものと認められ、これらが訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、審査請求人が訂正すべきとする保有個人情報について、審査請求人の認識に沿った事実認定等への変更を求める主張等は提出されているものの、訂正請求の対象とされた保有個人情報の記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められず、また、審査請求人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなるべき事情も認められない。

したがって、本件訂正請求について、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

本件訂正請求書における「訂正請求の趣旨及び理由」の記載内容

(趣旨)

趣旨 1, 「特定校長 A による文部科学省を騙った請求者へのハラスメントがあった」を保有個人情報に加える。

趣旨 2, 「特定年における職員への懲戒処分以外(訓告, 嚴重注意等)の処分状況等について」(以下, 「文部科学省への報告」とする。)を真実情報に訂正し, 文部科学省大臣官房人事課審査班第二係に再提出する。

(理由)

趣旨 1 について。特定校長 A が「訓告および校長指導を文部科学省に口頭報告」したと審査請求人に伝えたのは特定年月 A と, 文部科学省への報告の前である。「特定校長 A による文部科学省への口頭報告」を裏付ける情報を全部開示としたにも係わらず, 全く存在しない。校長による文部科学省に口頭報告は偽りであり, 審査請求人への脅しの文言であった。

趣旨 2 について, 職務命令が不明であり, 当然違反も不明である。(略)に係る職務命令とは, (略)を行うことであり, これに違反した事実がないことは訓告書でも明らかである。「(略)事務等の正常な運営を阻害した」事実もない。万一, (略)に規則違反があったことが職務命令違反であったとしても, この事実が明らかになるのは「特定報告書」の特定年月 B と文部科学省への報告の後である。また, (略)事務等の正常な運営の阻害があったとするならば, その具体的内容を指摘しなければならない。

特定校長 A が審査請求人の個人情報を口頭報告したのも文部科学省大臣官房人事課審査班第二係であることは間違いない。機構は文部科学省大臣官房人事課審査班第二係から得られる情報を曖昧にして不訂正処分とするならば, 審査請求人が直接, 文部科学省大臣官房人事課審査班第二係に確認を求めることもあり得る。